

「農地制度をめぐる検討課題」
に関する参考資料

平成 14 年 8 月

(資料内容)

頁

| | |
|--------------------|----|
| ○関係団体、農業生産法人の要望 | 1 |
| ○農地の権利移動関係 | 3 |
| ○特定農地貸付法、市民農園法等 | 6 |
| ○新規就農者の動向（定年帰農関係） | 10 |
| ○農業生産法人制度関連 | 11 |
| ○農地流動化、利用権設定等促進事業等 | 21 |
| ○農地保有合理化事業 | 26 |
| ○耕作放棄地、遊休地対策関係 | 29 |
| ○農業委員会関係 | 35 |

農地の利用集積、法人化の推進等に関する
関係団体、農業生産法人からの主な要望事項（抜粋）

全国農業会議所

（平成14年5月30日 平成14年度全国農業委員会会長大会）

II 担い手・経営政策の確立に関する提案

1. 担い手の創意工夫を活かす経営政策の確立

土地利用型農業の担い手の規模拡大意欲の減退が懸念される中で、担い手の経営確立を支援する観点に立った農地利用集積対策の一層の推進が求められている。

とりわけ、認定農業者のコスト低減や省力化に結びつく農地の面的集積を集落の合意形成を図りながら積み上げていく取り組みを助長する対策を講じる必要がある。

(2) 優良農地の確保と経営視点に立った利用集積の推進

① 経営確立の視点に立った農地利用集積の促進

② 経費負担のルール化を含む遊休農地解消対策の体系的整備

III 国民合意に向けた農業・農村づくりに関する提案

2. 都市農業の振興と都市農村交流の推進

農業・農村への理解促進と都市住民の農業に対する関心の高まりなど消費者ニーズへの迅速な対応を図る観点から、以下の都市農業の振興対策及び都市農村交流の推進措置を講じること。

(1) 農地保有合理化法人による市民農園、学童・福祉農園等の推進

農業が持つ教育的な機能や医療的な効用など多面的な機能についてのニーズに、秩序ある形で機動的に対応するためには、農地保有合理化法人による市民農園の開設や学童農園・福祉農園、地域の特長を活かした滞在型市民農園等の積極的な推進を図る等の措置を講ずること。

(3) 消費者参加型の農業生産法人設立等への支援

消費者参加型の農業生産法人の設立や援農ボランティアによる取り組み等を支援することを通じて、都市農村交流を推進すること。

社団法人日本農業法人協会

（平成14年6月13日「食と農の再生のための農業法人からの提案」）

IV. 「農業構造（生産）政策」の対応方向

現状の農業構造の「問題点」は、「消費構造と生産構造」がミスマッチを起こしていることが大きな課題であり、消費構造に対応した生産構造を早急に構築することが必要。

3. 農業経営の法人化の推進・経営体の体質強化、提携ネットワークの構築

(5) 農業法人間提携のための農業生産法人制度の特例

地域農業の担い手として期待される農業生産法人が核となり、新たに農業生産法人を設立する場合、核となる農業生産法人の出資は議決権の4分の1かつ1法人あたり10分の1以内とされています。しかしながら、地域農業の現状は、核となる農業生産法人への期待が大きく、出資において

も一定の役割を果たさなければならないのが現状です。分社化・のれん分けによる農業生産法人の設立の場合にも、独立する若者には資本が少ないことから、既存の農業生産法人が出資において一定の役割を果たす必要があります。また、耕種法人と畜産法人との連携、共同放牧場等（法人）の設立、集落法人と既存法人との役割分担等に対応する必要があります。

このため、農業生産法人制度の構成員要件を見直し、これら一定の役割を果たす農業生産法人の出資要件について、J A・市町村と同様の取り扱いとすべきです。

社団法人全国農地保有合理化協会

（平成14年7月10日「農地保有合理化事業の実施及び農地の有効利用の推進のための改善点についての提案」）

1. 認定農業者等担い手の規模拡大に際して農地取得の分散化がみられ、このことが生産コストの低減や更なる規模拡大の障害となるなど農地流動化・利用集積の阻害要因の一つとなっている。これを解決するためには担い手の農地の面的集積の意向をより重視したうえで、農地の出し手等に働きかけていく実効力のある仕組みを構築していただきたい。
2. 一定の広がりのある地域等で利用権による農地利用調整を円滑かつ柔軟に行い、担い手の育成等を推進するため、農地保有合理化法人が借入農地を農用地利用集積計画により転貸する場合に、農地所有者等貸付者の同意を不要としていただきたい。
3. 都市近郊や中山間地域で農地の有効利用策の一環として「市民農園」を開設できるようにするため、農地保有合理化法人を「特定農地貸付法」の実施主体に追加していただきたい。

農業経営の法人化に関する意見交換会（平成14年3月6日）

－株式会社化した農業生産法人からの意見－

- 農業外の構成員は現行農地法上25%までしか出資できないが、農産物の生産者や今回創設される投資育成会社等のパブリックなものは50%ぐらいまで出資できるようにしてもよいのではないか。
- 土地利用型農業にとって地域といかにうまくやっていくかが大きな課題である。農業の参入問題について、東京に本社がある企業が落下傘部隊で地域に入ってきてうまくやっていければいいが、うまくいかないときが不安である。そこが担保されないと何でも参入がいいとはいえない。
- 農業生産法人については、子会社等を作って農業の展開ができるよう出資制限を緩和できないか。
- 農業生産法人は構成員として個人が入る必要があるので、行政又は農協の100%出資による法人を設立することができない。農地保全等の特定の政策目的の場合には、要件を緩和できないのか。

耕作目的の農地取得の要件

農地法

第一条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

1 農業目的の農地取得の要件

農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して、農地の権利取得を認めるのが基本的考え方。

したがって、農地の権利取得の際には、以下の要件を満たす必要。

- ① 農地のすべてについて耕作の事業を行うこと。
- ② 農地の取得後において必要な農作業に常時従事すること。
- ③ 農業経営の状況、居住地から権利を取得する農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用すること。
- ④ 農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること。

北海道2ha、都府県50a

(零細農家の発生を抑制し、構造政策の推進に寄与)

2 下限面積の例外

(1) 知事が別の面積を定めた場合

都道府県知事が農林水産省令で定める基準に基づき、下限面積を下回る別段の面積を定めた場合は、その面積。

○ 別段面積の承認状況（平成14年5月現在）

【都府県】

| | 10a | 20a | 30a | 40a | 計 |
|------------|--------------|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 地区数 (%) | 111 (4.3) | 531 (20.8) | 1,037 (40.5) | 880 (34.4) | 2,559 (100.0) |

(2) 集約栽培の場合

野菜、花卉等で集約栽培が行われる場合は、原則の下限面積要件は適用されず、他の要件を満たせば、面積にかかわらず許可される。

(3) 農用地利用集積計画による場合（農業経営基盤強化促進法）

市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の権利移転の場合にも、原則の下限面積要件は適用されない。

○ 農地の権利移転の実績（平成12年）

| 農地法第3条許可 | 農用地利用集積計画 | 計 |
|--------------|---------------|----------------|
| 14千ha 11% | 121千ha 89% | 135千ha 100% |

※ 数値は、自作地有償所有権移転面積、農地法による賃借権設定面積及び基盤強化法による利用権設定面積の合計である。

3 農地を趣味的に耕作する場合

(1) 特定農地貸付け法又は市民農園整備促進法により賃借権の設定を受けることが可能。

開設主体 : 地方公共団体、農協

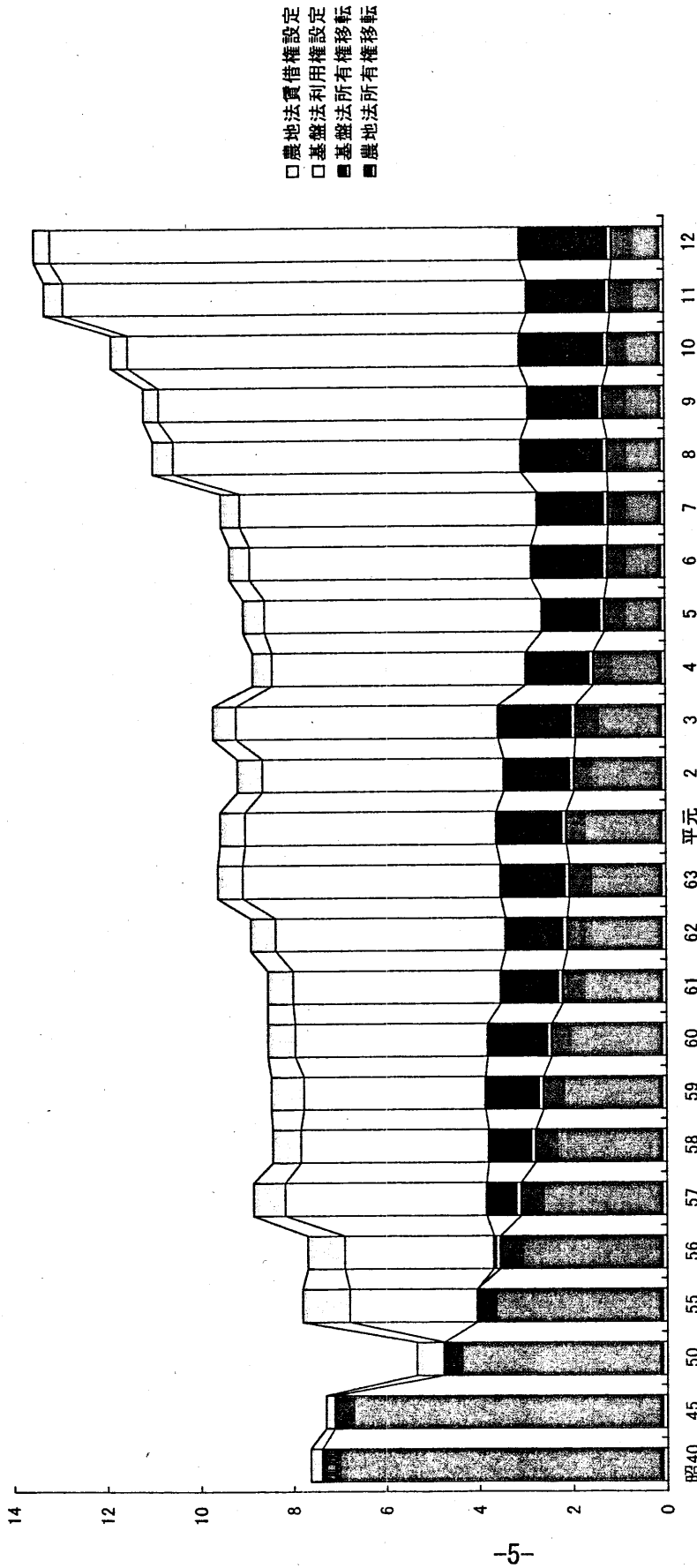
面積 : 10a未満

開設数 : 2,512ヶ所、810ha（平成12年度）

(2) 賃借権の設定を行わずに、農園利用契約を締結して農地の利用することが可能
→特に法律上の規制はない。

○ 耕作目的の農地移動面積の推移

(万ha)



□ 農地法賃借権設定
 □ 農地法利用権設定
 ■ 農地法所有権移転
 ■ 農地法所有権移転

| | 昭和40年 | 45 | 50 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 平成元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 農地法所有権移転 | 7.4 | 7.1 | 4.8 | 4.0 | 3.5 | 3.1 | 2.8 | 2.6 | 2.4 | 2.2 | 2.1 | 2.0 | 2.1 | 1.9 | 1.9 | 1.5 | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.1 |
| 農地法所有権移転 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.7 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.3 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.7 | 1.4 | 1.3 | 1.6 | 1.5 | 1.8 | 1.6 | 1.9 | 1.8 | 2.0 |
| 農地法賃借権設定 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.7 | 3.2 | 4.3 | 4.0 | 3.9 | 4.1 | 4.5 | 4.9 | 5.5 | 5.4 | 5.2 | 5.6 | 5.5 | 6.0 | 6.1 | 6.4 | 7.5 | 7.9 | 8.4 | 10.0 | 10.1 |
| 農地法賃借権設定 | 0.2 | 0.2 | 0.6 | 1.0 | 0.8 | 0.7 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| 計 | 7.6 | 7.3 | 5.3 | 7.8 | 7.7 | 8.9 | 8.4 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.9 | 9.6 | 9.6 | 9.2 | 9.7 | 8.8 | 9.0 | 9.3 | 9.5 | 11.0 | 11.2 | 11.8 | 13.3 | 13.5 |

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」
 注：「農地移動面積」には、経営規模の拡大に直接結びつかない農地法に基づく使用貸借による権利設定、小作地所有権移転、自作地無償所有権移転等は含まない。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要

1 趣旨

地方公共団体又は農業協同組合が行う都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸し付けについて、農地法等に関する特例を措置。

2 概要

(1) 特定農地貸付けの定義

地方公共団体又は農業協同組合が行う農地の貸付けで、次に掲げる要件に該当するもの。

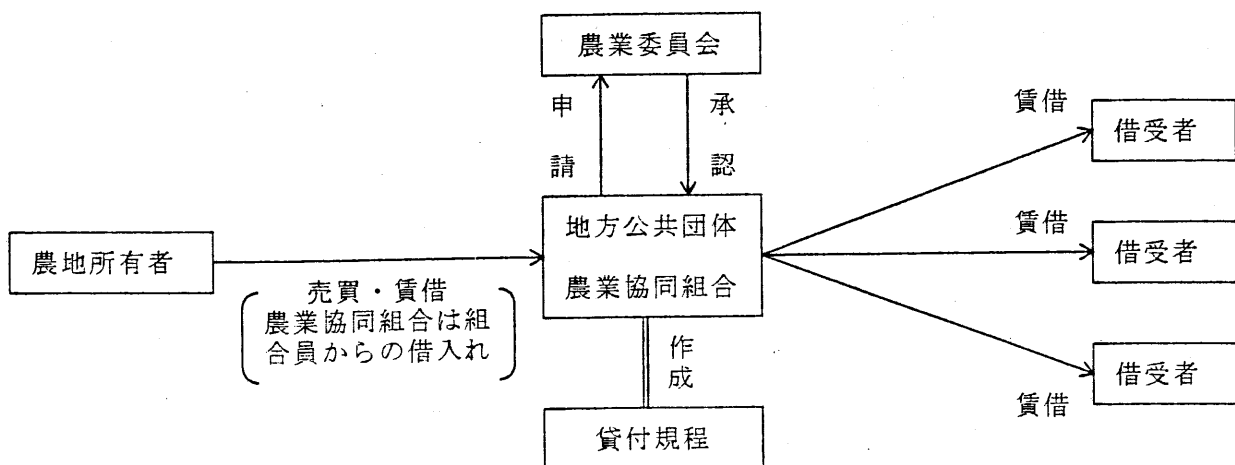
- ① 10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- ② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ③ 貸し付け期間が5年を超えないこと。

(2) 特定農地貸付けの承認

- ① 地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請。
- ② 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認。

(3) 農地法等の特例（承認の効果）

- ① 特定農地貸付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法第3条の許可及び同法の小作地所有制限等の規定の適用を除外。
- ② 農業協同組合は、農業協同組合法の規定にかかわらず、組合員の所有する農地について、特定農地貸付けを行うことが可能。
- ③ 地方公共団体又は農業協同組合を、その農地について権原に基づき耕作の業務を営む者とみなし、土地改良事業への参加資格を付与。



市民農園整備促進法の概要

1 目的

市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。

2 市民農園の定義

①及び②の総体

① イ又はロ

イ 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの用に供される農地

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（都市住民等に対する権利設定なし）

② 市民農園施設（①の農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設）

3 市民農園の整備に関する基本方針

都道府県知事は、市民農園の整備の基本的な方向、市民農園区域の設定に関する事項等を内容とする「市民農園の整備に関する基本方針」を定める。

4 市民農園区域

市民農園を開設するためには、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域で市民農園として利用することが適当と認められること等の要件に該当するものを市民農園区域として指定することが必要。

市街化区域については、市民農園区域の指定は不要。

5 交換分合

市町村は、市民農園区域を指定し、又はこれを変更しようとする場合において、市民農園区域内の土地を含む一定の土地について交換分合を行うことができる。

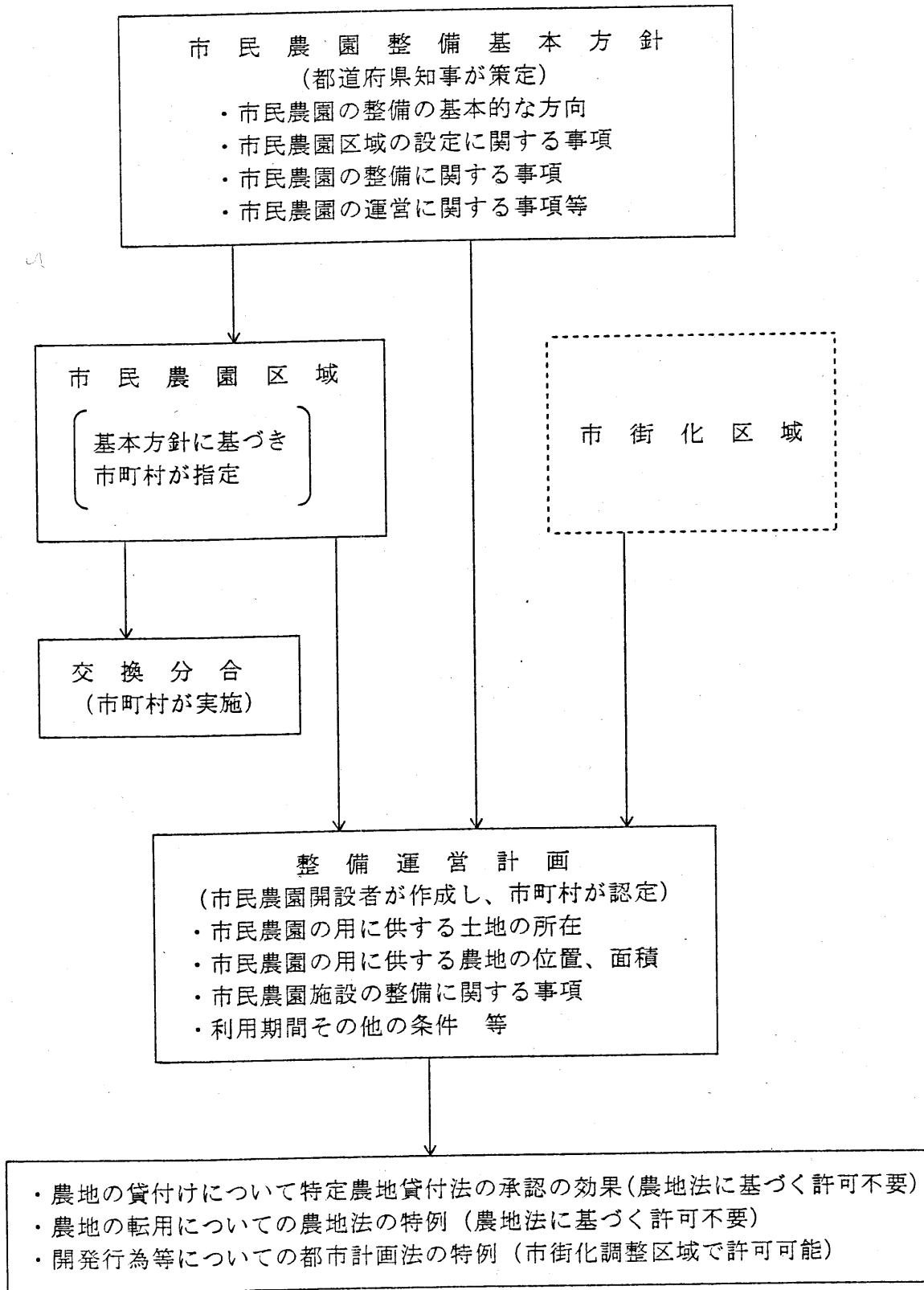
6 市民農園の開設の認定

市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の用に供する土地の所在、市民農園の整備に関する事項、市民農園の運営に関する事項等を記載した整備運営計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

7 認定の効果

- (1) 認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が整備運営計画に従って特定農地貸付けを行う場合には、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく承認を受けたものとみなす。
- (2) 認定開設者が整備運営計画に従って農地等を市民農園施設の用に供する場合には、農地法に基づく転用許可があったものとみなす。
- (3) 認定開設者が整備運営計画に従って行う一定の市民農園施設に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可が可能となる。

市民農園整備促進法のフロー



法律に基づく市民農園の開設状況推移

(市民農園整備促進法及び特定農地貸付法)

1 両法に基づく市民農園の開設状況

| 区分 | 平成5年3月 | | 平成9年3月 | | 平成10年3月 | | 平成11年3月 | | 平成12年3月 | | 平成13年3月 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 |
| 地方公共団体 | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha |
| | 515 | 159.3 | 1,245 | 388.5 | 1,434 | 440.5 | 1,607 | 483.5 | 1,758 | 527.9 | 1,956 | 623.8 |
| 農業協同組合 | 167 | 35.9 | 360 | 72.0 | 376 | 79.4 | 423 | 91.9 | 453 | 100.2 | 435 | 103.7 |
| 農地所有者 | 9 | 7.2 | 53 | 35.2 | 71 | 42.6 | 89 | 51.7 | 108 | 68.3 | 121 | 82.7 |
| 計 | 691 | 202.4 | 1,658 | 495.7 | 1,881 | 562.5 | 2,119 | 627.1 | 2,319 | 696.4 | 2,512 | 810.2 |

2 市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設状況

| 区分 | 平成5年3月 | | 平成9年3月 | | 平成10年3月 | | 平成11年3月 | | 平成12年3月 | | 平成13年3月 | |
|--------|--------|------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 |
| 地方公共団体 | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha |
| | 27 | 37.3 | 93 | 116.5 | 107 | 137.5 | 121 | 157.5 | 133 | 175.1 | 145 | 192.4 |
| 農業協同組合 | 9 | 6.9 | 19 | 13.0 | 20 | 15.4 | 24 | 18.9 | 31 | 22.0 | 30 | 21.4 |
| 農地所有者 | 9 | 7.2 | 53 | 35.2 | 71 | 42.6 | 89 | 51.7 | 108 | 68.3 | 121 | 82.6 |
| 計 | 45 | 51.4 | 165 | 164.7 | 198 | 195.5 | 234 | 228.1 | 272 | 265.5 | 296 | 296.4 |

3 特定農地貸付法に基づく市民農園の開設状況

| 区分 | 平成5年3月 | | 平成9年3月 | | 平成10年3月 | | 平成11年3月 | | 平成12年3月 | | 平成13年3月 | |
|--------|--------|-----|--------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 | 農園数 | 面積 |
| 地方公共団体 | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha |
| | 488 | 122 | 1,152 | 272 | 1,327 | 303 | 1,486 | 326 | 1,625 | 353 | 1,811 | 432 |
| 農業協同組合 | 158 | 29 | 341 | 59 | 356 | 64 | 399 | 73 | 422 | 78 | 405 | 82 |
| 計 | 646 | 151 | 1,493 | 331 | 1,683 | 367 | 1,885 | 399 | 2,047 | 431 | 2,216 | 514 |

新規就農者の動向

○新規学卒就農者及び離職就農者の推移

(単位：千人)

| 区 分 | 60 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 新規就農青年[39歳以下] | 20.5 | 4.3 | 4.8 | 4.9 | 6.5 | 6.3 | 7.6 | 8.5 | 9.7 | 11.1 | 11.9 | 11.6 |
| 新規学卒就農者 | 4.8 | 1.8 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 2.0 | 2.2 | 2.2 | 2.0 | 2.1 |
| 離職就農者[39歳以下] | 15.7 | 2.5 | 3.1 | 3.2 | 4.7 | 4.2 | 5.8 | 6.5 | 7.5 | 8.9 | 9.9 | 9.5 |
| 中高年 [40歳以上の離職就農者] | 73.4 | 11.4 | 16.4 | 16.0 | 24.6 | 32.5 | 40.4 | 42.5 | 47.0 | 53.2 | 53.5 | 65.9 |
| 40～49歳 | 7.8 | 1.1 | 1.8 | 1.9 | 3.3 | 5.4 | 6.5 | 7.8 | 7.4 | 8.4 | 13.5 | 6.6 |
| 50～59歳 | 36.3 | 5.5 | 7.7 | 6.6 | 9.2 | 8.7 | 9.3 | 10.0 | 11.0 | 13.2 | 25.1 | 14.5 |
| 60～64歳 | 17.5 | 4.1 | 4.9 | 5.0 | 7.7 | 10.6 | 14.3 | 11.1 | 13.7 | 16.6 | 8.6 | 19.4 |
| 就農促進法上の 中高年(40～64) | 61.6 | 10.7 | 14.4 | 13.5 | 20.2 | 24.7 | 30.1 | 28.9 | 32.1 | 38.2 | 47.2 | 40.4 |
| 65歳以上 | 11.8 | 0.7 | 2.0 | 2.5 | 4.4 | 7.8 | 10.3 | 13.6 | 14.9 | 15.0 | 6.3 | 25.4 |
| 合 計 | 93.9 | 15.7 | 21.2 | 20.9 | 31.1 | 38.8 | 48.0 | 51.0 | 56.7 | 64.2 | 65.4 | 77.1 |
| (参考) 離職就農者合計 | 89.1 | 13.9 | 19.4 | 19.1 | 29.2 | 36.7 | 46.2 | 48.9 | 54.5 | 62.0 | 63.4 | 75.0 |

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。

(注) 1. 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人。

(在宅、Uターンを問わない。)

2. 平成3年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

○新規参入者（農家後継者以外の就農）の状況

(単位：人)

| 項目 \ 年度 | 60 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規参入者 | 66 | 69 | 79 | 126 | 191 | 167 | 251 | 342 | 353 | 330 | 460 | 460 | 530 |

資料：平成10年～13年については農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」。

昭和60年及び5～9年については各都道府県調べを農林水産省で集計。

2～4年については農林水産省「新規青年就農者等緊急調査」。

(注) 上記調査ごとに手法が異なることから、各調査にまたがる数値については連続性がない。

農業生産法人の要件

1 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）又は有限会社のいずれかであること。

2 事業要件

法人の主たる事業が農業（農業に関連した事業^(注)を含む。）であること。

(注) ① 法人の行う農業に関連する事業であって次に掲げるもの

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
- ② 農業と併せ行う林業
- ③ 農事組合法人にあつては農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 構成員要件

法人の構成員は、すべて次に掲げるもののいずれかであること。

- ア 法人に農地の権利を提供した個人
 - イ 法人の行う農業に常時従事する者
 - ウ 法人に現物出資を行った農地保有合理化法人
 - エ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会
 - オ 法人から法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者
(例) スーパー、食品加工業者
 - カ 法人に対しその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して行う者
(例) 農産物運送業者、農業機械メーカー
 - キ 次の契約を締結している者
 - ① 特許権の実施の許諾に係る契約
 - ② 実用新案権の実施の許諾に係る契約
 - ③ 新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約
 - ④ 種苗法に定める育成者権の利用の許諾に係る契約
- ・ 合名会社又は合資会社にあつては、オ、カ又はキに該当する者の数の合計が社員の総数の1/4以下であることが必要。
 - ・ 有限会社又は株式会社にあつては、オ、カ又はキに該当する者の議決権の合計が議決権の総数の1/4以下であり、かつ、そのいずれの者の議決権についても、総数の1/10以下であることが必要。

4 業務執行役員要件

法人の行う農業に常時従事する構成員が役員のお半数を占め、かつ、そのお半数を占める役員のお半数の者が、農作業に一定程度以上従事すること。

農業生産法人の要件

○ 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるもの）

○ 事業要件

農業（関連事業を含む。）

関連事業：農産物製造加工、貯蔵、運搬、販売
 農業生産資材の製造
 農作業の受託
 林業、共同利用施設の設置 等

売上高で過半

その他事業（例） 民宿、キャンプ場、
 造園、除雪等

○ 構成員要件

農地の権利を提供した個人
 法人の農業の常時従事者
 農地保有合理化法人
 農業協同組合、農業協同組合連合会
 地方公共団体

法人から物資の供給等を受ける者
 又は
 法人の事業の円滑化に寄与する者

- ・ 産直契約する個人
 - ・ ライセンス契約する種苗会社
- 法人と継続的取引関係にある個人・法人（政令）
 (例) ・ 食品加工業者
 ・ 生協、スーパー
 ・ 農産物運送業者 等

総議決権の4分の1以下（1構成員は10分の1以下）

○ 役員要件

法人の農業の常時従事者である構成員

役員全体の過半

法人の農作業に従事する役員

過半の過半

13年5月

農業生産法人としての株式会社へ組織変更または設立の実態・意向調査

(社) 日本農業法人協会調べ

| 質問項目 | 回答数 |
|--------------------|---------------|
| ○株式会社へ組織を変更した | 5 (1.0) |
| ○株式会社を設立した | 5 (1.0) |
| ○株式会社への組織変更を予定 | 12 (2.4) |
| ○株式会社の設立を予定 | 5 (1.0) |
| ○株式会社への組織変更・設立を検討中 | 102 (20.7) |
| 回答数 | 492 (100%) |

注) () 内は、回答数に占める構成比である。

21世紀農業法人のスガタ・カタチを探る（抜粋）

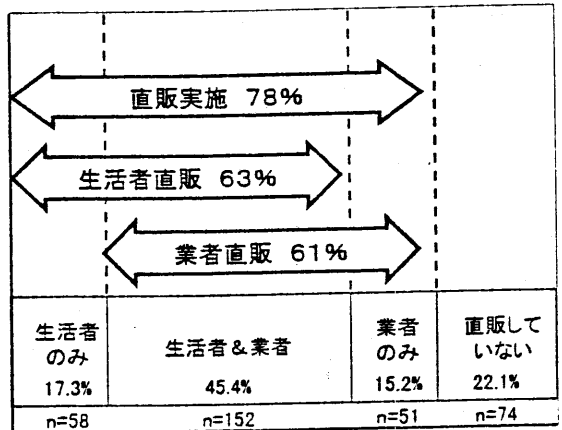
<2000年度 農業法人実態調査結果>

平成13年3月 社団法人日本農業法人協会

1-5 8割の法人が直販を実施

- 78%が直販を実施
生活者直販も63%が実施

[Data] 直販実施状況(全体) n=353



0% 20% 40% 60% 80% 100%

※業者=仲卸・小売業・スーパー・百貨店・食品メーカー

社団法人 日本農業法人協会

- 観光・交流、加工、果樹、稲作で直販率が高い

[Data] 直販実施状況(経営タイプ別) n=353 単位(%)

| | 生活者のみ | 業者生活者& | 業者のみ | 直販なし |
|------------|-----------|-----------|------|-----------|
| n=55 稲作 | 24 | 53 | 7 | 16 |
| n=39 畑作・野菜 | 10 | 38 | 28 | 23 |
| n=60 畜産 | 5 | 33 | 15 | 47 |
| n=23 果樹 | 39 | 48 | 0 | 13 |
| n=44 花卉 | 14 | 45 | 16 | 25 |
| n=19 農産加工 | 21 | 68 | 11 | 0 |
| n=7 観光・交流 | 71 | 29 | 0 | 0 |
| n=43 複合・多角 | 23 | 63 | 5 | 9 |

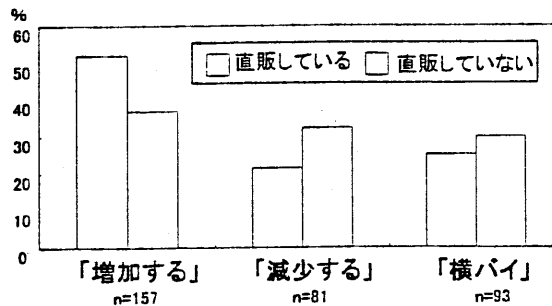
*1位赤 2位青

1-6 “生活者との絆”が成長をもたらす

- 生活者直販が売上の伸張に寄与 [Data] 生活者直販の有無と今後の売上見通し

- 業者向け直販はやや厳しい状況

- 直販は顧客基盤が厳しい時代の経営の支え



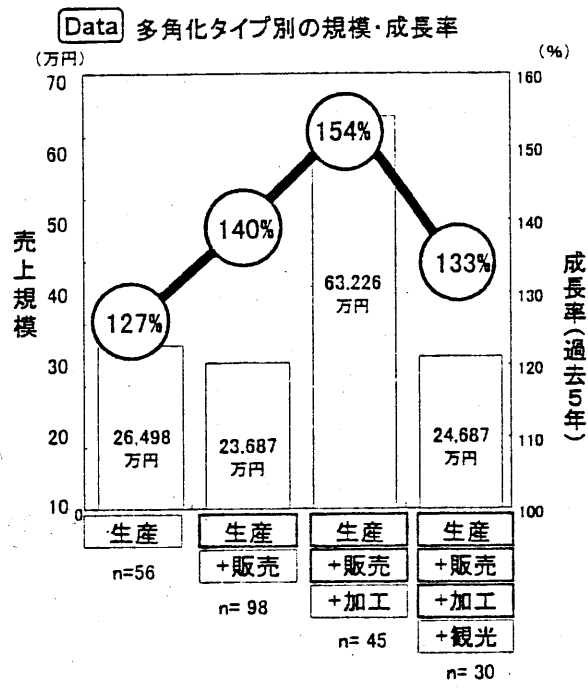
[Data] 直販タイプと成長率(過去5年間) n=261

| サンプル数 | 直販タイプ | 減少 (~100%) | 100~150% | 150~200% | 200%以上 | 平均成長率 |
|-------|--------|------------|----------|----------|--------|-------|
| n=152 | 生活者&業者 | 27% | 46% | 12% | 9% | 144% |
| n=58 | 生活者のみ | 24% | 42% | 20% | 12% | 138% |
| n=51 | 業者のみ | 47% | 33% | 4% | 11% | 112% |

社団法人 日本農業法人協会

1-7 ①多角化法人はグングン伸びる

- 多角化法人の成長率が高い
- 加工事業が規模、成長率とも抜きん出て大きい



社団法人 日本農業法人協会

1-7 ②経営タイプによって異なる多角化状況

- 「生産のみ」が多い.....畜産
- 「生産+販売」が多い.....畑作・野菜／花卉
- 「生産+販売+加工」が多い.....稲作／果樹
- 「生産+販売+加工+観光」が多い.....農産加工／観光・交流／複合・多角

Data 経営タイプ別・多角状況

| 経営タイプ | 生産のみ | 生産+販売 | 生産+販売+加工 | 生産+販売+加工+観光 |
|------------|------|-------|----------|-------------|
| n=52 稲作 | 12% | 54% | 33% | 2% |
| n=40 畑作・野菜 | 13% | 75% | 10% | 3% |
| n=57 畜産 | 54% | 39% | 7% | 0% |
| n=20 果樹 | 20% | 40% | 25% | 15% |
| n=46 花卉 | 24% | 59% | 7% | 11% |
| n=9 農産加工 | 0% | 22% | 67% | 11% |
| n=30 観光・交流 | 7% | 30% | 43% | 20% |
| n=32 複合・多角 | 6% | 28% | 41% | 25% |
| n=286 全体 | 21% | 47% | 23% | 9% |

社団法人 日本農業法人協会

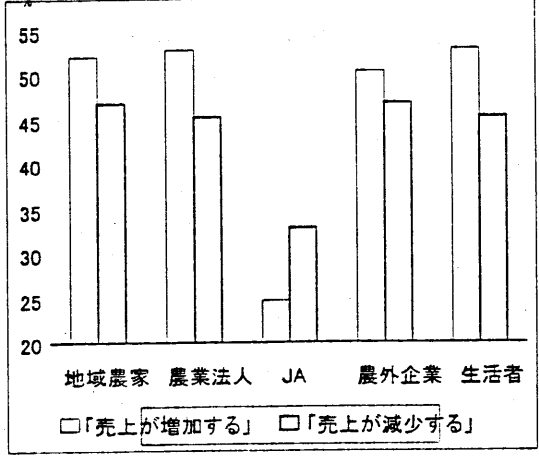
1-11 ①ネットワークが成長の鍵

●多角化が促す農内・農外のネットワーク構築
 一方で、地域農業、農業法人間の連携志向も強まる

[Data] 多角化段階別・希望提携先 (上位3位)

| 順位 | 生産のみ n=43 | 生産 +販売 n=99 | 生産 +販売 +加工 n=55 | 生産 +販売 +加工 +観光 n=34 |
|----|---------------|-------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 1 | 地域農家 48.8% | 地域農家 47.5% | 生活者 61.8% | 生活者 70.6% |
| 2 | 農外企業 41.9% | 農業法人 47.5% | 農外企業 58.2% | 農業法人 52.9% |
| 3 | 農業法人 39.5% | 農外企業 47.5% | 地域農家 54.5% | 地域農家 50.0% |

[Data] 希望提携先と今後の売上見通し(n=258)

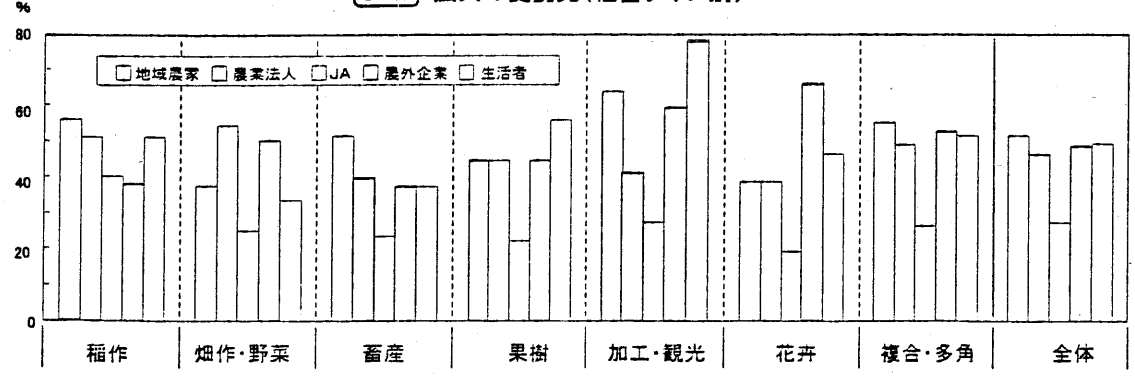


社団法人 日本農業法人協会

1-11 ②多様な連携を模索する農業法人

- 提携先では、
- ①農外企業...花卉、加工・観光
 - ②生活者...加工・観光、果樹、稲作
 - ③地域農家...加工・観光、稲作、複合・多角、畜産
 - ④農業法人...畑作・野菜、稲作、複合・多角
 - ⑤JA.....稲作

[Data] 法人の提携先(経営タイプ別)



社団法人 日本農業法人協会

○1戸によって構成される農業生産法人数

| | 総 数 | |
|--------|-------|-------|
| | | 1戸1法人 |
| 法人数 | 6,213 | 2,680 |
| 農事組合法人 | 1,559 | 146 |
| 有限会社 | 4,628 | 2,518 |
| 合資会社 | 20 | 14 |
| 合名会社 | 6 | 2 |

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

○自営農業を法人化している農家数

| 自営農業を 法人化して いる農家数 | | |
|-------------------------|--------|-------|
| | 農事組合法人 | 会 社 |
| 7,914 | 2,065 | 5,849 |

資料：2000年農業センサス

注：農地を利用しない畜産、花き・花木等を営む法人も含まれるため、
「1戸によって構成される農業生産法人数」と一致しない。

○ 農業生産法人の構成員の状況について（複数回答）

（単位：人）

| | 1法人当たり 構成員数 | 法人に農地を 提供している 個人 | 法人の事業に 常時従事して いる者 | その他 |
|--------|----------------|------------------------|-------------------------|-----|
| | | | | |
| 農事組合法人 | 12.4 | 7.0 | 8.5 | 0.1 |
| 有限会社 | 5.2 | 1.8 | 4.1 | 0.1 |

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成11年9月）

調査法人数：1,889法人（一戸一法人を除く。）

注：「法人に農地を提供している個人」と「法人の事業に常時従事している者」については、重複して該当している場合があるため、内訳の合計は「1法人当たりの構成員数」より多くなる。

○ 農畜産物の供給等を受ける個人又は事業の円滑化に寄与する者が構成員となっている農業生産法人数

| 計 | 産直契約 | 農作業受託 | 新技術等提供 | その他 |
|----|------|-------|--------|-----|
| 56 | 26 | 23 | 7 | 3 |

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成12年1月現在）

注：各項目に重複して該当する者が構成員となっている法人があるため、各項目の合計は必ずしも総数と一致しない。

○ 法人に現物出資を行った農地保有合理化法人（農業協同組合を除く。）又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が構成員となっている農業生産法人数

| 計 | 農地保有合理化法人 | 農協 | 農協連合会 |
|----|-----------|----|-------|
| 41 | 16 | 24 | 1 |

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成12年1月現在）

注：各項目に重複して該当する者が構成員となっている法人があるため、各項目の合計は必ずしも総数とは一致しない。

○ 関連事業の有無

| 営農類型 | 法人数 | | | (a / A × 100) (%) |
|------|-------------------|------------|----------|----------------------|
| | 関連事業 有り (a) | 関連事業 無し | 計 (A) | |
| 米麦作 | 741 | 611 | 1,352 | 54.8 |
| 果樹 | 234 | 416 | 650 | 36.0 |
| 畜産 | 403 | 1,435 | 1,838 | 21.9 |
| そ菜 | 232 | 425 | 657 | 35.3 |
| 特用作物 | 131 | 203 | 334 | 39.2 |
| 花き | 173 | 411 | 584 | 29.6 |
| その他 | 230 | 568 | 798 | 28.8 |
| 計 | 2,144 | 4,069 | 6,213 | 34.5 |

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

○ 実施している関連事業の内容

| 関連事業を実施している農業生産法人数 | 農畜産物の製造加工 | 農畜産物の貯蔵・運搬・販売 | 資材の製造 | 農作業の受託 |
|--------------------|-----------|---------------|----------|-----------|
| 法人 2,144 | 法人 684 | 法人 971 | 法人 72 | 法人 730 |

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

注：複数の関連事業を行っている法人があるため、内訳の合計は、関連事業を実施している農業生産法人数とは一致しない。